

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

## 介 護 保 険 最 新 情 報

### 今回の内容

平成 27 年度の介護報酬改定に伴う介護保険施設等の多床室の負担限度額の見直し等にかかる負担限度額認定証の取扱いについて

計 2 枚（本紙を除く）

Vol.425

平成 27 年 2 月 18 日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 2164)  
FAX：03-3503-2167

事務連絡  
平成 27 年 2 月 18 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 27 年度の介護報酬改定に伴う介護保険施設等の多床室の負担限度額  
の見直し等にかかる負担限度額認定証の取扱いについて

介護保険制度の円滑な運営につきましては、平素より格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 27 年度の介護報酬改定により、介護保険施設等の多床室の負担限度額の見直し等が行われる予定です。

これに関し、負担限度額認定証の取扱い及びご留意いただきたい点について、以下のとおりといたしましたので、ご了知の上、管内市町村への周知等にご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 介護報酬改定にかかる負担限度額認定証の取扱いについて

平成 27 年度介護報酬改定により、光熱水費相当分の額の見直しを踏まえ本年 4 月からの多床室の基準費用額が 320 円から 370 円に改定されることにあわせて、利用者負担第 2 段階及び第 3 段階の者の負担限度額についても、320 円から 370 円へ改定される予定である。（第 1 段階の者の負担限度額については 0 円に据え置き）

現在、第 2 段階及び第 3 段階の者に発行している介護保険負担限度額認定証（以下「認定証」という。）の多床室にかかる負担限度額欄には 320 円と記載されているが、平成 27 年 3 月 31 日以前に発行した認定証については、必ずしも同日までに再交付する必要はなく、発行済みの認定証に記載された改定前の多床室の負担限度額（320 円）を、改定後の負担限度額（370 円）に読み替えて対応して差し支えない。このことについて、施設等での利用者負担額受領時に混乱が生じないように、介護保険施設等及び利用者に対し、十分周知いただきたい。なお、平成 27 年 4 月以降に発行する認定証については、改定後の負担限度額（370

円) を記載して発行する必要があるのでご留意いただきたい。

また、国保連合会での的確な審査支払のため、4月分のサービス利用にかかる受給者異動連絡票情報を改定後の負担限度額(320円⇒370円)に修正のうえ国保連合会へ送付することについて、各保険者に周知いただきたい。

## 2. 介護保険制度改正に伴う認定証の有効期間の取扱いについて

認定証の有効期間については、「平成26年7月以降における特定入所者介護(予防)サービス費の支給に係る負担限度額の認定証の有効期間について」(平成26年4月10日付厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡)において、本来平成27年6月末日までの有効期間であるところ、平成27年7月末日までとして取り扱って差し支えない旨既にお示ししているところであるが、こうした有効期間の取扱いにかかる国保連合会への情報提供については、7月分のサービス利用にかかる受給者異動連絡票情報において、有効期間を7月末日として各保険者から国保連合会へ送付することが必要であるので、都道府県におかれては、各保険者において対応に遺漏なきよう各保険者に周知いただきたい。